

## 基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### (1) 事実の説明

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

「南九州大学学則」において、「本学は、教育基本法の基に、建学の精神にのっとり、良識ある社会人としての教養と基礎学力の養成に努めるとともに、それぞれの専門学術についての理論及びその応用を教授研究し、国際的視野を広め、豊かな個性を持つ社会の有為な形成者として必要な資質を養成することを目的とする（第1条）。」としている

この目的を達成するために、管理運営機関とその運営に関する方針を、次のとおり定めている。

#### ① 学校法人の管理運営

法人全体の管理運営については、「学校法人南九州学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」において、理事会、理事、監事、評議員会等の管理運営機関について定めるとともに、基本財産・運用財産及び会計についての基本を定めている。また、「学校法人南九州学園常務会設置規程」において、理事会の包括的授権に基づく委員会として、学園の日常業務を処理するための常務会の設置を規定している。

#### ② 教学部門の管理運営

教学部門の管理運営については、「南九州大学学則」、「南九州大学大学院学則」、「南九州大学教授会規程」及び各種の委員会規程によって、それぞれの組織運営について定めるとともに、それに基づく関連規程によって行われている。

#### ③ 事務組織の管理運営

事務組織の管理運営については、「学校法人南九州学園事務組織規程」及び「学校法人南九州学園就業規則」とその関連諸規程によって行われている。

平成 17 年（2005）4 月施行の改正私立学校法に合わせて、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創造性に富み、人間性と社会性豊かな人材を育成することを目的とする。（寄附行為第 3 条）」と寄附行為における法人の目的を改正するとともに、管理運営機能の改善と明確化が図られた。

### 1. 法人組織の管理運営体制

#### 1) 理事会

法人業務の管理運営に関する最高議決機関として「理事会」が置かれ、寄附行為第 17 条等に基づき運営されており、通例年 3 回から 4 回開催されている。

変更認可された寄附行為においては、理事制度の改善が図られ、理事会が理事の職務の執行を監督する機関であることを明文化（寄附行為第 17 条）するとともに、理事長の法人代表権と法人業務の総理権限を明記（同第 13 条）している。

現在、理事は、常勤理事として大学長、短期大学長、大学副学長、事務局長の 4 人、非常勤理事として外部理事 3 人の合計 7 人であり、外部理事は教育界・実業界などから広く選出されている。

理事会における特に重要な審議事項は、表 7-1-1 のとおりである。

表 7-1-1 理事会の審議事項

1	予算及び事業計画	寄附 §33、経理 §55
2	決算及び事業報告	寄附 §35、経理 §67
3	長期の借入金及び基本財産の処分並びに不動産及び積立金の処分	寄附 §22
4	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	寄附 §22
5	寄附行為の変更	寄附 §22、42
6	寄附金品の募集	寄附 §22
7	学長の選任	学選 § 4
8	資金運用計画及び重要な計画変更並びに資金運用結果報告	資運 §11
9	法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの (重要な諸規定の改廃、学部学科の設置又は廃止、学則変更、授業料の改定等)	寄附 §22、運用

寄附＝寄附行為 経理＝経理規程 学選＝学長選任規程 資運＝資産運用規程

## 2) 常務会

理事会の包括的授権に基づく委員会として、理事長及び常勤理事で構成する「常務会」が設置され、重要事項以外の日常業務を「南九州学園常務会設置規程」により審議決定をしている。常務会は原則として月 1 回開催され、決定した事項については理事会に報告するとともに、全教職員に対しては、随時刊行している「南九州学園時報」によって、人事、財政、諸規程の改廃など運営に関する主要事項を迅速に伝達をしている。

## 3) 監事

変更認可された寄附行為において、監事制度の強化と改善が図られ、監事の業務内容の明文化（同第 16 条）が行われた。

「監事」は、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成して理事会及び評議会に提出するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。さらに、本学園の監事は、月 1 回開催されている常務会に出席して、審議事項に対する意見を述べている。

## 4) 評議員会

「評議員会」は、15 人以上 19 人以内の評議員をもって組織され、業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる（同第 20 条、23 条）。評議員は、寄附行為で定める選任区分に従って、教職員、卒業生、学識経験者の中から幅広く選出されている（同第 24 条）。評議員会は、通例として年 3 回開催され、毎回ほぼ全員の出席を得て

いる。

## 2. 教学組織の管理運営体制

### 1) 教授会

大学では、専任の教員で組織される「教授会」が教学に関する最高の意思決定機関であり、原則として毎月 1 回学長が招集し議長となる。教授会は、「南九州大学教授会規程」に基づき教育研究上の重要事項等について審議し決定するが、教授会の議決事項について学長は理事長に報告する義務を定め、大学と法人の連携が担保されている。また、教授会の運営を円滑に進めるために、「教授会議題運営委員会」を置き、議題の選定と編成について委任をしている。

教授会の審議事項は表 7-1-2 のとおりである。

表 7-1-2 教授会の審議事項

1 教員の資格審査に関すること
2 学生の入学、休学、退学、除籍、編入学、転学、転学部(科)並びに復学及び復籍に関すること
3 課程の修了及び卒業並びに試験及び修得単位の認定に関すること
4 教育課程の編成に関すること
5 学生の厚生補導及び賞罰に関すること
6 その他教育研究上の重要事項に関すること

### 2) 検討委員会

教育研究の管理運営に関する常設の主な委員会は、表 7-1-3 のとおりである。

表 7-1-3 各種委員会

委員会名	審議事項・内容
改革委員会	大学のあらゆる面の改革・改善のための審議
入試審議会	入学試験・学生募集に関する事項の審議と諮問
学園研究奨励費査定委員会	南九州学園研究奨励費の交付についての答申審議
教授会議題運営委員会	教授会の議題並びに報告事項の選定と編成
学生指導委員会	学生の学修及び身上に関する指導と学生部活動の教授会への報告
教務委員会	教育課程、授業内容、編入学、国外研修等、教育に関する事項の協議
研究活動委員会	研究報告の編集に関すること、公開講座に関すること
組換え DNA 安全委員会	組換え DNA 実験の安全かつ適切な実施に関すること
コンピュータ委員会	大学情報処理センターのネットワーク接続と利用に関する事項等の審議
自己点検評価委員会	大学の自己点検・評価に関する実施、活用、報告書作成等の審議
環境整備委員会	主に宮崎キャンパスの施設及び環境整備に関する審議
広報企画委員会	入学試験・学生募集に関する入試広報審議会の諮問事項の審議と答申
倫理委員会	医学研究に関する倫理的配慮に基づく研究実施の審議と承認

### 3) 大学院研究科会議

大学院には園芸学・食品科学研究科が設置され、所属する専任の大学院担当教員をもって組織する「大学院研究科会議」によって管理運営されている。

大学院の委員会は表 7-1-4 のとおりである。

表 7-1-4 大学院委員会

委員会名	審議事項・内容
大学院主任会	大学院の運営に関すること

### 3. 事務組織の管理運営体制

事務組織については、事務局長が召集して毎月開催する「部長連絡会議」において、理事会・常務会・教授会等の決定事項や各部門の情報が報告されるとともに、事務局の管理運営に関する事項が検討されている。

## 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

寄附行為等に、法人の役員・評議員、学長等の選任手続きを定めている。

### 1. 法人の役員

#### 1) 役員を選任

役員を選任については、理事 7 人以上 9 人以内及び監事 2 人を置くと定め（寄附行為第 5 条）、学校法人の管理及び運営に適性を有する者で、役員のうちには、各役員について、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれることになってはならないという選任基準を規定している（同第 9 条）。任期は原則として 2 年である。

#### 2) 理事を選任

理事は、①南九州大学長 ②南九州短期大学長 ③評議員のうちから評議員会において選出した者 2 人 ④学識経験者のうち理事会において選出した 3 人以上 5 人以内の者と定めており（同第 6 条第 1 項）、理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する（同第 5 条第 2 項）。理事の現員は 7 人（法人理事 4 人、外部理事 3 人）、監事は 2 人である。なお、役員任期は 2 年で再任されることができる（同第 10 条）。

#### 3) 監事を選任

監事は、この法人の理事、職員または評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する（同第 8 条）。

#### 4) 評議員を選任

評議員を選任については、①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6 人以上 7 人以内 ②この法人の設置する学校を卒業した者

で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内 ③学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7 人以上 9 人以内とする（同第 24 条第 1 項）。任期は原則として 2 年である。

## 2. 大学の管理職

### 1) 学長の選任

大学の教員管理職のうち、学長の選任については、「学校法人南九州学園学長選任規程（以下「学長選任規程」という。）」及び「南九州大学学長候補選考委員会規程」に基づいて選出されている。

学長候補者は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者」として、①学長就任時点で本学の普通教員の職にあり、本学の普通教員として教授歴 4 年以上の者、または教授歴を含めて教員歴 10 年以上の者 ②博士の学位を有する者（学長選任規程第 3 条）という具体的な資格要件を定めている。学長候補者の選出については、理事会の諮問を受けた学長候補選考委員会（専任の全教員で構成、委員長は委員の互選）が選挙管理委員会による学長候補者選挙を実施する。最高得票者を学長候補者として理事会に答申し、改めて理事会の議を経て学長を選任し、理事長が任命する。

### 2) 教員管理職の選任

副学長、学部長、研究科長、学科長などの教員管理職の選任については、学長推薦に基づく常務会の審議を経て理事会に報告され、理事長が任命する。任期は 1 年とする。

## (2)7-1 の自己評価

南九州学園では開学以来、いわゆるオーナー経営という形態がとられたことはなく、教員の中から選出された理事長又は学長が大学の管理運営を執行してきたという歴史的経緯があり、学長選出の民主的選考が定着してきたといえる。また、理事、監事、評議員の選考に当たっては、教育界や実業界など各方面からの意向も反映されるように、学識経験者、同窓会及び学内教職員の中からバランスをとりながら選任されている。

監事の職務権限については、財務諸表や事業報告書のステークホルダーに対する公開等、監査の実効性を高めるよう監査機能の充実を図っている。

また、大学の教育研究の理念を実現するために、管理運営に関する方針を明文化して教職員の意思が反映されるよう整備しており、急速に変化する大学運営の環境に対応するため、新たに決められた方針やルールなどは、「南九州学園時報」などを通じて教学組織と事務組織に迅速に伝達され、実施の円滑化が図られている。

## (3)7-1 の改善・向上方策（将来計画）

南九州大学では、創造性に富み人間性と社会性豊かな人間の育成と、専門分野において社会に貢献する人材の育成を大学の目的としている。「魅力ある大学は、魅力ある教員の教育研究によって作られる」という認識に基づき、教員採用制度の適切な運用、教育の質

を高めるためのカリキュラムの検証と積極的なFD（Faculty Development）活動、授業評価結果を教育の質の向上と改善に結び付けるシステムの整備等、教育環境の向上を大学管理運営の目標とする。

## **7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

### **（1）事実の説明（現状）**

#### **7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。**

本学においては大学としての組織が比較的小規模であるため、法人役員と大学管理職者はそれぞれの職位の兼務・兼任者であり、法人と教学の一体化した組織運営が行われている。

また、「南九州大学運営諮問会議規程」に基づき、理事長の大学運営全般にわたる諮問機関として「南九州大学運営諮問会議」を置いている。会議の委員は、学長、副学長、学部長、学生部長、図書館長、事務局長であり、大学運営の諮問機関として法人管理部門と教学部門の連携が図られている。

さらに、「南九州大学改革委員会規程」に基づき、大学の学科等の部門間の連絡・調整、改革・改善について審議することを目的とする「改革委員会」が、常設の委員会として設置されている。構成委員は、学長、副学長、学部長、学科長（教養・教職センター長を含む）、大学院研究科長、情報処理センター長、園芸学部附属農場長、環境造園学部附属実習場長、事務局長、事務局各部長であり、これには常勤の学内理事及び評議員兼務者も含まれているため、法人及び教学部門間の緊密な連携が図られている。

### **（2）7-2の自己評価**

南九州大学における管理運営の目的は、教育研究理念の具現化を目指して、教育研究環境に関するソフト面とハード面の整備・向上と捉えている。小規模大学の特性を生かした効率的・効果的な連携を実現している。

### **（3）7-2の改善・向上方策（将来計画）**

現在の管理部門と教学部門の関係については、全学的組織である運営諮問会議や改革委員会をはじめとする常設委員会の運営により充実した連携が図られているが、大きな変革期を迎えている本学では、さらに機動的・効率的運用によりその実効性を高めていく。

## **7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。**

### **（1）事実の説明（現状）**

#### **7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。**

平成7（1995）年6月、「南九州大学自己点検評価委員会規程」が教授会で承認された。委員会は学長、副学長、学科長、学生部長、図書館長、農場長、造園実習場長、学科選出

委員、事務部長で組織され、平成 8（1996）年度に第 1 回自己点検・評価を実施し、結果を「南九州大学の教育と研究－南九州大学自己点検評価報告書」として刊行した。内容としては教員組織、教育研究活動、教育課程、附属施設等の現状と課題を教職員の視点から評価したものであった。

平成 12（2000）年度に第 2 回自己点検・評価を実施し、「南九州大学の教育と研究－南九州大学自己点検評価報告書」第 2 号として刊行した。内容は授業実績調査、学生による授業評価、教員・職員の実務評価、管理運営体制評価、リクルートリサーチの外部評価、教員の研究・教育・社会的活動となっている。

平成 16（2004）年度に学生による授業調査を実施したが、評価報告書は作成していない。

平成 17（2005）年度にそれぞれの授業を検証して授業改善に役立てるため、教員相互による授業参観を実施している。

### **7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。**

自己点検・評価結果については「南九州大学の教育と研究－南九州大学自己点検評価報告書」第 1 号、第 2 号として学内外に公表した。報告書は大学全体の教育研究レベルを概観でき、公表することで教職員の意識改善に寄与している。

その他の自己点検結果は、統計データ及び自由意見として取りまとめ教授会で報告した。学内で公表したことは、大学の運営に役立った。

### **（2）7-3の自己評価**

ここ数年間で組織的な FD 活動・自己点検への取り組みに対する教職員の意識が変化し、自己点検の重要性が共通認識となりつつある。これまでの自己点検評価等の結果は、大学の運営に反映されている。

### **（3）7-3の改善・向上方策（将来計画）**

平成 15（2003）年度に教授会から教務委員会に諮問された「南九州大学で取り組むべき FD の内容について」の検討結果が次のように報告されている。

#### **1. 教育理念**

##### **1) 理念の策定**

①大学としては策定済み。学部・学科レベルの理念を策定し、育成する学生像を明確にする。

##### **2) 理念の相互理解**

②自分の所属する学部・学科及び他学部・学科の理念、教育方針を相互に理解し大学における位置づけを把握する。また、学科、学部、大学の理念を体系的に理解する。

- 3) 理念の教育への反映
  - ③理念に即したカリキュラムの編成
  - ④履修モデルの作成

## 2. 教育改善

- 1) 教育システムの改善（組織的）
  - ⑤対面授業、遠隔授業、**e-Learning**等の多様な授業形態に対応できるハードウェア、ソフトウェアの整備及び人材育成。
  - ⑥マルチメディア教材の研究・活用
- 2) 授業方法の改善（個人的、教員レベル）
  - ⑦シラバス作成
    - Web シラバスをガイドラインとして、学生に興味をわかせる授業計画を立てる。授業の到達目標を設定し、評価基準を作成する。
  - ⑧教科書作成
    - 教科書・講義ノート・実験実習書等を作成し、学生の自学自習を促し授業を円滑にする。
  - ⑨授業研究日の設定
    - 教員相互で授業を参観し、それぞれの授業の評価を行い、改善すべき点や参考にするべき点を検証して授業改善に役立てる。
  - ⑩授業評価の実施
    - 大学自己点検評価とは別に自主的に授業評価アンケートを実施し、授業改善にフィードバックする。

## 3. 教育研修

- 1) 初任者研修
  - ⑪専任教員を対象として初任者研修を行い、本学の教育方針の理解を深める。
- 2) 外部機関で実施される教育に関する研修への参加
  - ⑫教育方法のスキルアップのために積極的に研修会に参加する。
- 3) テーマを決めて講師を招聘し研修を受ける
  - ⑬最新の教育情報を得るために外部講師を招聘し研修を受ける。

## 4. コミュニケーション

- 1) 教員と学生
  - ⑭オフィスアワーを設定し、学生とのコミュニケーションを図る。

上記は現時点で未実施の項目もあるが、これらの答申を踏まえ自己点検・評価を定期的に実施し、加えてFD活動を積極的に推進することで大学の運営に反映させる。



### 【基準7の自己評価】

教育環境の整備・向上を管理運営の目的と捉え、急速に変化する運営環境に対応するために、理事長・学長が強力なリーダーシップを発揮して、管理部門と教学部門の連携強化に努めている。また、管理運営の基礎となる人事については、採用人事の公平性と応募者の人格、適性、能力等を管理及び教学部門の双方から判断するため、「学校法人南九州学園採用人事に関する規程（専任教職員の部、非常勤講師及び臨時職員の部）」の整備を行い、教職員の質の向上に努めてきた。その結果、情報伝達の明確性が図られてきたことも加わり、教学部門と事務部門との連携や協力がスムーズに行われるようになったと評価している。

### 【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

本学の教育研究の理念と高等教育機関としての使命を踏まえ、社会的ニーズに応えうる教育研究体制の構築とともに、教学部門の自己点検と検証のルールづくりを図りながら、教育研究の理念を具現化する新しい伝統づくりを目指す。そのために、管理部門と教学部門の連携を一層強めて、常に管理運営体制の検証と見直しを図りながら、ステークホルダーの意見等も吸収し、より一層の情報公開と管理運営の健全性の確保に努めていく。